

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターNILS-LSA 研究推進委員会規程

第1章 総則

(NILS-LSA 研究推進委員会)

第1条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)に、センター内の研究者と、センター外の公的な研究機関・大学等の高等教育機関に所属する研究者が国立長寿医療研究センター・老化に関する長期縦断疫学研究(National Institute for Longevity Sciences - Longitudinal Study of Aging。以下「NILS-LSA」という。)データを活用し、国民の健康増進に貢献しうる研究成果を発信することを目的に、NILS-LSA データの適正な利用を推進する役割を担うNILS-LSA 研究推進委員会(NILS-LSA Collaborative Research Committee。以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 センター内外のNILS-LSA データの利用を希望する研究計画の科学性、医学的重要性及びNILS-LSA の目的との適合性についての審査に関すること
- 二 その他、委員会の適正な運営に関し必要な事項

第2章 NILS-LSA 研究推進委員会

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員の任命は、理事長が行うものとする。

- 2 委員会に、委員長、副委員長を置き、理事長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は必要に応じて、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 審査

(審査の申請)

第5条 審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別途規定する申請書を用いて委員長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、研究計画、研究組織、研究期間その他の研究内容の変更を行う場合及び承認を受けた申請書類の記載を変更する場合には、事前に申請書を用い、再度委員長に申請しなければならない。
- 3 申請者は、委員会からの申請内容について、資料の要求があった場合には、資料を提出し、説明の要求があった場合には、文書又は口頭で説明をしなければならない。

(委員会の開催及び審議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の開催は、月1回を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めた場合には、適宜委員会を開催することができる。
- 3 委員は、その直接関係する者等からの申請については、採決に加わることはできない。
- 4 委員会は、審議にあたって必要な場合は、申請者から委員会において申請内容の説明を受けることができる。
- 5 委員会の審議は、原則非公開とする。

(委員会の判定)

第7条 委員会の判定は、出席者の全員一致によるものとする。ただし、全会一致が困難な場合には、出席委員の3分の2以上の合意により委員会の意見とする。

- 2 委員会の判定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に従い、行うものとする。
 - 一 承認:研究計画に問題がなく研究の実施を認める。
 - 二 条件付承認:委員会の付した条件に基づき研究を実施する場合に限り、研究の実施を認める。
 - 三 不承認:研究の実施を認めない。

(判定の通知)

第8条 委員長は、委員会の判定結果がなされた場合、申請者に判定結果を文書にて通知しなければならない。

- 2 判定結果の通知にあたっては、判定が前条第2項第1号以外の場合にはその理由を具体的に記載しなければならない。

(迅速審査)

第9条 委員長は、第5条第1項又は第2項に係る申請のうち、緊急を要すると認められた申請について委員会を開催することなく、審査をすることができる。

2 前項の審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

3 委員長は、判定結果の報告を次回委員会開催時に行うものとする。

第4章 倫理審査

(倫理審査)

第10条 NILS-LSA データを用いて研究を行おうとする者は、あらかじめ研究計画について、第2条第1項第1号に定める科学性等の審査及びセンターでの倫理審査を受け、実施の承認を得なければならない。

第5章 雑則

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、センター老年学・社会科学研究センター内に設置されるNILS-LSA事務局において処理する。

(雑則)

第12条 委員会に関しその他必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。